

別表第二（第一条関係）

事 項	基 準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.0003 mg/l 以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
(削る)	(削る)
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
N・N-ジメチルアニリン	略

別表第二（第一条関係）

事 項	基 準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.001 mg/l 以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
一・一・二トリクロロエタン	0.0006 mg/l 以下であること。
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
N・N-ジメチルアニリン	略

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の改正案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条においては、水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質について政令で定める旨規定しており、これを受けて、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条第 1 項に給水装置の構造及び材質の基準について規定し、同条第 2 項において、同条第 1 項各号に規定する基準を適用する際に必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める旨規定している。これを受けて、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）において、給水装置の構造及び材質の基準を定めている。
- 同省令第 2 条第 1 項において、給水装置の浸出等に関する基準（以下「給水装置浸出性能基準」という。）について規定している。この基準は、水道法第 4 条に規定された水質基準の確保を担保するため、同法第 4 条第 2 項に基づき規定された水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「水質基準省令」という。）及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目等と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部改正及び水質管理目標設定項目の見直しに伴い、給水装置浸出性能基準の改正を行うもの。

2 改正案（別紙新旧対照表参照）

給水装置浸出性能基準を以下のとおり改正する。

- 「カドミウム及びその化合物」の項
 - ・ 「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」について、現行の 0.001mg/L 以下から 0.0003mg/L 以下に変更する。
 - ・ 「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」について、現行の 0.01mg/L 以下から 0.003mg/L 以下に変更する。
- 「1,1,2-トリクロロエタン」の項を削除する。
- ただし、施行日時点で現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものについては、その給水装置の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

3 根拠法令条項

水道法第 16 条及び水道法施行令第 5 条第 2 項

4 施行予定日

平成 22 年 4 月 1 日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）関係

(傍線の部分は改正部分)

改正案		別表第一	
事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.0003\text{mg}/\ell$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.0003\text{mg}/\ell$ 以下であること。	
水銀及びその化合物	略	略	
(中略)	(中略)	(中略)	
テトラクロロエチレン	略	略	
(削る)	(削る)	(削る)	
トリクロロエチレン	略	略	
(中略)	(中略)	(中略)	

現行		別表第一	
事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.0001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.0001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	
水銀及びその化合物	略	略	
(中略)	(中略)	(中略)	
テトラクロロエチレン	略	略	
一・一・二トリクロロエタン	$0.0006\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.0006\text{mg}/\ell$ 以下であること。	
トリクロロエチレン	略	略	
(中略)	(中略)	(中略)	

備考 (略)	一・三 ー ブ タ ジ エ ン
	略
	略

備考 (略)	一・三 ー ブ タ ジ エ ン
	略
	略

第 7 回厚生科学審議会生活環境水道部会における審議概要

平成 20 年 12 月 16 日に開催された第 7 回厚生科学審議会生活環境水道部会における、カドミウム及び 1,1,2-トリクロロエタンに関する審議概要は以下のとおり。

1. カドミウム（水質基準項目）

- ・ 毒性評価：内閣府食品安全委員会の「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に係る食品健康影響評価結果に基づき、水道水寄与率を10%として、基準値を現行の0.01mg/Lから0.003mg/L に強化することが適切である。
- ・ 食品安全法（平成15年法律第48号）第24条第 1 項第 7 項の規定に基づき、水道法第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準を改定することについて、食品安全委員会の意見を求める。

2. 1,1,2-トリクロロエタン（水質管理目標設定項目）

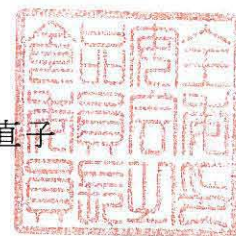
- ・ 内閣府食品安全委員会の清涼飲料水に係る食品健康影響評価に基づき、水道水寄与率を10%として、評価値を0.01mg/L に緩和することが適切である。原水・浄水ともに改定後の評価値の10%を超える事案は近年報告されておらず、また、当該物質は、水質汚濁防止法の規制対象物質であり、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR においても顕著な排出増加は見られないことから、水質管理目標設定項目から削除することとする。

(参考2)

府食第955号
平成21年10月15日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について（回答）

平成21年10月9日付け厚生労働省発健第1009第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

カドミウムについては、当委員会において食品健康影響評価を行い、平成21年8月20日付け府食第789号によりカドミウムの耐容週間摂取量を7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とする評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的な知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。